

## 議案第 23 号

おいらせ町消防団条例及びおいらせ町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて

おいらせ町消防団条例（平成 18 年おいらせ町条例第 152 号）及びお  
いらせ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償額に関する条  
例（平成 18 年おいらせ町条例第 38 号）の一部を改正する条例を別紙の  
とおり定める。

令和 4 年 3 月 8 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

消防団員の処遇改善を目的とした、出動報酬の創設及び年額報酬の見直  
しに伴い所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町消防団条例及びおいらせ町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例

(おいらせ町消防団条例の一部改正)

第1条 おいらせ町消防団条例（平成18年おいらせ町条例第152号）  
の一部を次のように改正する。

第10条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災  
害をいう。以下同じ。）」に改める。

第14条を次のように改める。

(報酬)

第14条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、おいらせ町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償額に関する条例（平成18年おいらせ町条例第38号。以下「特  
別職非常勤報酬条例」という。）に定めるところにより年額報酬を支  
給する。

3 新たに年額報酬を受けるものとなった団員には、その職に就いた月  
から計算して支給する。ただし、懲戒処分を受けて退職した者には、  
その年の年額報酬は支給しない。

4 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、特別  
職非常勤報酬条例に定めるところにより出動報酬を支給する。

第15条を次のように改める。

(費用弁償)

第15条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、  
費用弁償を支給するものとし、その額は、特別職非常勤報酬条例の例  
による。

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、特別職非常勤報  
酬条例に定めるところにより費用弁償を支給する。

3 費用弁償の支給方法については、特別職非常勤報酬条例の例による。  
別表（第15条関係）を削る。

(おいらせ町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部改正)

第2条 おいらせ町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償額に関する条例(平成18年おいらせ町条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表第1、別表第2及び別表第3」に改める。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(消防団員の出動報酬)

第2条 消防団員が災害、警戒、訓練等によって出動した時は、出動報酬として別表第3に定めるところにより支給する。

別表第1中「(第1条、第2条関係)」を「(第1条、第3条関係)」に改める。

別表第2中「(第1条、第2条関係)」を「(第1条、第3条関係)」に改め、消防団長の項中「51,000円」を「56,500円」に、消防団副団長の項中「36,000円」を「40,000円」に、消防団分団長の項中「22,500円」を「25,000円」に、消防団本団付分団長の項中「22,500円」を「25,000円」に改め、消防団団付部長の項を削り、消防団副分団長の項中「20,500円」を「23,000円」に、消防団部長の項中「18,500円」を「20,500円」に、消防団班長の項中「14,500円」を「16,000円」に、消防団員の項中「13,500円」を「15,000円」に改める。

別表第2(第1条、第3条関係)の次に次の1表を加える。

別表第3(第1条、第2条関係)

区分	支給単位	金額
災害出動	4時間未満	2,000円

	4時間以上7時間45分未満	4,000円
	7時間45分以上	8,000円
警戒出動	1日	2,000円
訓練出動	1日	2,000円
その他出動	1日	2,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。